

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                    |
|-------|-------------------------|
| 89    | 市営住宅目的外使用に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、市営住宅目的外使用に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 市営住宅目的外使用に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 岡崎市の市営住宅については、火災等の災害被災者等に対し、岡崎市行政財産目的外使用料条例、岡崎市公有財産管理規則及び岡崎市市営住宅への災害被災者入居事務取扱要綱に基づき、一時入居のための市営住宅目的外使用を行っている。特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。<br>・災害被害者等から一時入居の申し出があった場合、罹災証明書等を基に入居資格を判定し、目的外使用許可後、入居管理を行う。 |
| ③システムの名称                 | 市営住宅管理システム<br>住民基本台帳ネットワークシステム<br>住民記録システム(既存住民基本台帳システム)<br>宛名管理システム<br>データ連携基盤(庁内連携システム)   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 市営住宅管理ファイル               |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項<br>2 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第50号)第4条第1項 別表第1の16の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 都市基盤部 住宅計画課   |
| ②所属長の役職名                 | 住宅計画課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市都市基盤部住宅計画課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市都市基盤部住宅計画課(0564-23-6322)   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                    |  |
|--|--------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人未満(任意実施) ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年1月1日 時点        |  |
| 2. 取扱者数                                |                    |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]         | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年1月1日 時点        |  |
| 3. 重大事故                                |                    |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]           | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果               |
|------------------------|
| 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |                                | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                                |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                                |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                                |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)        |                                |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]                            | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                                |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                                |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                                |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|---|---|------|-----------|
| 平成30年3月23日 | Ⅱ-1 いつの時点の係数か   | 平成28年11月1日時点  | 平成29年11月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 平成30年3月23日 | Ⅱ-2 いつの時点の係数か   | 平成28年11月1日時点  | 平成29年11月1日時点  | 事後   | 時点修正      |
| 平成31年4月1日  | Ⅰ. 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名                              | 住宅課長 青山 恭久  | 住宅課長  | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつの時点の係数か                                     | 平成29年11月1日時点  | 平成31年1月1日時点   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の係数か                                     | 平成29年11月1日時点  | 平成31年1月1日時点   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                       |   | 基礎項目評価書   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                      |   | 十分である   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         |   | 十分である   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か |   | 十分である   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |   | 十分である   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去   |   | 十分である   | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>8. 監査   |   | [○]自己点検、[○]内部監査                                       | 事後   |           |
| 平成31年4月1日  | Ⅳリスク対策<br>9. 従業者に対する教育・啓発   |   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和2年10月1日  | Ⅰ. 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署                                   | 建築部住宅課  | 建築部住宅計画課  | 事後   |           |
| 令和2年10月1日  | Ⅰ. 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名                              | 住宅課長  | 住宅計画課長  | 事後   |           |
| 令和2年10月1日  | Ⅰ. 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求者先                             | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地<br>岡崎市建築部住宅課            | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地<br>岡崎市建築部住宅計画課            | 事後   |           |
| 令和2年10月1日  | Ⅰ. 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先                            | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅課(0564-23-6322) | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市建築部住宅計画課(0564-23-6322) | 事後   |           |
| 令和2年10月1日  | Ⅱしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の係数か                                     | 平成31年1月1日時点   | 令和2年4月1日時点  | 事後   | 時点修正      |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和2年10月1日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつの時点の係数か           | 平成31年1月1日時点  | 令和2年4月1日時点   | 事後   | 時点修正      |
| 令和3年4月1日  | I. 関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署           | 建築部住宅計画課   | 都市基盤部住宅計画課   | 事後   |           |
| 令和3年4月1日  | I. 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>請求者先     | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地<br>岡崎市建築部住宅計画課                   | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地<br>岡崎市都市基盤部住宅計画課                   | 事後   |           |
| 令和3年4月1日  | I. 関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>連絡先    | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地<br>岡崎市建築部住宅計画課<br>(0564-23-6322) | 444-8601<br>愛知県岡崎市十王町二丁目9番地<br>岡崎市都市基盤部住宅計画課<br>(0564-23-6322) | 事後   |           |
| 令和4年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>2. 対象人数<br>いつ時点の計数か | 令和2年4月1日時点   | 令和4年1月1日時点   | 事後   |           |
| 令和5年4月1日  | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か | 令和4年1月1日時点   | 令和5年1月1日時点   | 事後   |           |